

1－14 駐車の用に供する部分等における床面積の取扱い

政令第13条第1項で規定する自動車の修理又は整備の用に供される部分（以下「自動車の修理、整備部分」という。）及び、駐車の用に供される部分における床面積の取扱いについては、次のとおりとする。

1 自動車の修理、整備部分の床面積等の算定について

- (1) 事務室、休憩室、便所、更衣室等の居室は床面積の算定から除外できるものとする。
- (2) 油庫、コンプレッサー室、部品庫等の自動車の修理、整備部分に従属すると認める室については床面積に算入するものとする。

ただし、次により防火上有効に区画された場合は、床面積の算定から除外できるものとする。（第14－1図参照）

ア 準耐火構造（45分以上）の床又は壁で区画されていること。

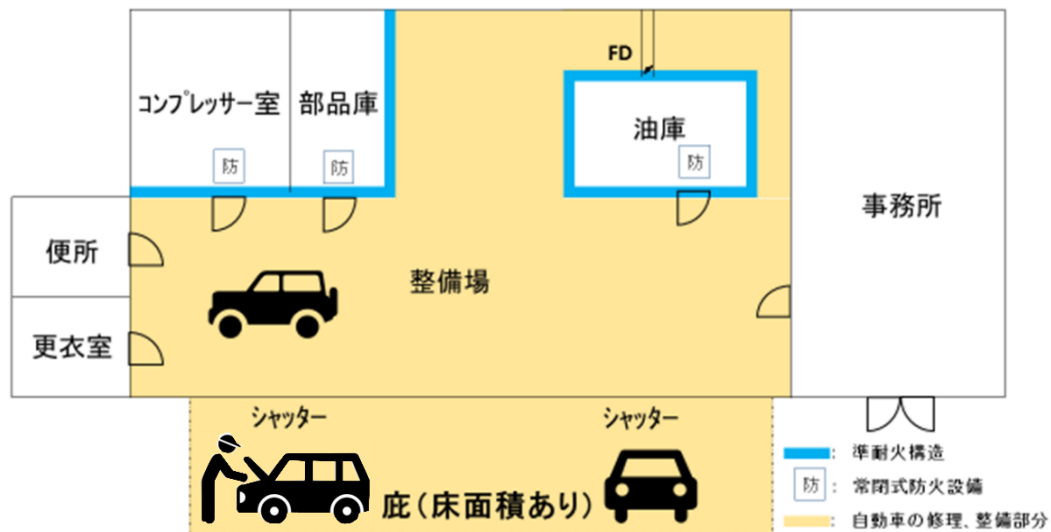
イ 屋内に面する窓及び出入口の戸は、常時閉鎖式の防火戸とすること。

ウ 屋内に面する換気口（ガラリ等）は、防火設備（火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられていること。

エ 給水管、配電管その他の管が、区画の壁又は床を貫通する場合においては、当該管と区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。

オ 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、区画の壁又は床を貫通する場合は、貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。

第 1 4 - 1 図



- (3) 自動車の修理、整備部分に接して設ける庇で、建築基準法の床面積に算入される部分において、自動車の修理、整備部分として使用する場合は、自動車の修理、整備部分の床面積に算入すること。

ただし、上記(2)ア～オにより防火上有効に区画された場合は、床面積の算定から除外できるものとする。

- (4) 隣り合う自動車の修理又は整備の用に供する部分が、上記(2)アからオにより防火上有効に区画された場合であっても、床面積を合算して算入する。

- (5) 1の階において、自動車の修理又は整備の用に供しない部分を介して2箇所以上の自動車の修理又は整備の用に供する部分がある場合については、次項(2)を準用する。

2 駐車の用に供される部分の床面積の取扱い

- (1) 車路は、床面積に算入するものとする。

ただし、上部が開放されている部分については算入しないものとする。

- (2) 1の階において、駐車の用に供しない部分を介して2箇所以上の駐車の用に供する部分がある場合は、それぞれの駐車の用に供

される部分の床面積を合算して算入すること。

ただし、次により防火上有効に区画された場合は、床面積の算定から除外できるものとする。（第14-2図参照）

第14-2図



ア 耐火構造（60分以上）の壁で区画されていること。

イ 屋内に面する窓及び出入口の戸は特定防火設備とすること。

ウ 給水管、配電管その他の管が耐火構造の壁又は床を貫通する場合の処理は、耐火区画とすること。